様式第９号の４（第70条関係）

適用猶予事業または業種（この例においては建設業）においては、延長することができる時間数について上限規制の適用除外となっていますが、「労働基準法第36条第１項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」第５条第２項において、「当該時間を限度時間（原則１か月について45時間、１年について360時間）にできる限り近づけるように努めなければならない」とされていることに留意してください。

に関する協定届

時間外労働

休日労働

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　の　種　類 | 事　業　の　名　称 | 事　業　の　所　在　地（電話番号） |
| 建設業 | 株式会社　○○工務店 | ○○市○○町〇－〇－〇 |
|  | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数（満18歳以上の者） | 所定労働時間 | 延長することができる時間数 | 期間 |
| １日 | １日を超える一定の期間（起算日） |
| １か月（毎月１日） | １年（４月１日） |
| 1. 下記②に該当しない労働者
 | 臨時の現場対応 | 現場作業員 | ５人 | ７．５時間 | ３時間 | ５０時間 | ４００時間 | 2021年４月１日から１年間 |
| 月末及び年次決算業務 | 経理 | １人 | ８時間 | ３時間 | １０時間 | ２００時間 | 2021年４月１日から１年間 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数（満18歳以上の者） | 所定休日 | 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻 | 期間 |
| 臨時の現場対応 | 現場作業員 | ５人 | 日曜日を含む週２回 | １ヶ月のうち２回、8:00～17:00 | 2021年４月１日から１年間 |
|  |  |  |  |  |  |

協定の成立年月日　2021年　３月25日

|  |  |
| --- | --- |
| 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の | 職名現場作業員氏名甲斐　大介 |

　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。[x] （チェックボックスに要チェック）

　上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。[x] （チェックボックスに要チェック）

　　　　　　　　　　　 2021 年　３月26日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 使用者 | 職名代表取締役氏名山梨　太郎 | 　　　　　　　　　　　　 　 |
| 　　　　　○○　　　　　 | 労働基準監督署長殿 |

様式第９号の４（第70条関係）（裏面）

記載心得

１　「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第６項第１号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業

務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
２　「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。

３　「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。

　（１） 「１日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することができる時間数であつて、１日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。

　（２） 「１日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、労働基準法第36条第１項の協定で定められた１日を超え３箇月以内の期間

及び１年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。

４　②の欄は、労働基準法第32条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（１箇月42時間、１年320時間）ことに留意すること。

５　「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（１週１休又は４週４休であることに留意すること。）であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

６　「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

７　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労

働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

８　本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。